

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の
扶養手当支給に関する規則

平成17年5月1日

規則第2号

改正 令和3年11月規則第1号

三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の扶養手当支給に関する規則に関しては、三条市職員の扶養手当支給に関する規則（平成17年三条市規則第25号）を準用する。

附 則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（令和3年11月規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。